



2013年（平成25年）10月9日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会
委員長 志村直愛

逗子文化プラザホール指定管理者候補の選定について（答申）

平成26年9月5日付け、諮問第14号により諮問のありました標記の件について、当逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、申請団体から提出された書類の審査及び公開ヒアリング（プレゼンテーション）を実施した結果、次のとおり答申いたします。

記

1 選定結果

株式会社パブリックサービスを逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補として
適当と認める。

2 採点結果

項 目	配点 (委員1人当たり)		集計得点		合格 ライン(各 項目合計点 の4割)
	大項目	小項目	大項目	小項目	大項目
1 管理業務の基本					
(1) 管理業務の基本方針と執行体制について	50	15	137	43	80
(2) 危機管理体制に関する基本方針について		5		15	
(3) 収益事業に対する企画について		5		14	
(4) コンプライアンス、個人情報保護について		5		15	
(5) 収支予算について		5		11	
(6) 収支予算書		10		23	
(7) その他の取り組みについて		5		16	
2 施設の運営に関する業務					
(1) 運営業務に関する基本方針について	20	10	58	29	32
(2) 受付・利用案内スタッフの研修、教育方針について		5		14	
(3) 利用者へのサービスの向上等への取り組みについて		5		15	
3 市民活動および生涯学習支援に関する業務					
(1) 市民活動支援および生涯学習活動支援に関する業務 に対する基本方針について	25	5	69	15	40
(2) 市民活動支援に関する事業（市民活動のススメ講座 等）企画例		10		29	
(3) 市民活動及び生涯学習に関する情報の収集及び提供 に関する業務の企画について		10		25	
4 施設及び設備の維持管理業務					
(1) 維持管理に関する基本方針について	10	5	31	16	16
(2) 設備管理業務と清掃業務等の改善提案について		5		15	
5 目標設定と自己評価					
(1) 目標設定、自己評価について	10	10	28	28	16
6 市民協働について					
(1) 市民協働に関する基本方針について	5	5	15	15	8
7 自由提案	10	10	26	26	16
※各大項目ごとの合計点の4割、総合計の7割が合格ラインのため、縦計は一致しない。					
合 計（総合計の7割が合格ライン）	130	130	364	364	364

3 講評

今回の選定は、逗子文化プラザ市民交流センター条例第8条の規定に基づき、市長が市の施策、方針等が反映しやすく、事業及び運営方針の継続性を確保できる団体と認めて指名した団体から事業計画書等の提出を求め、被選考者が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかどうかを審査する指名型プロポーザル方式で行った。逗子市が目指す市民協働型の行政運営のパートナーとして、より多様な行政サービスを幅広い市民がワークシェアしながら担うことを目指す株式会社パブリックサービスが指定管理者モデルとして期待できると判断されたことから、この方式を採用したものである。

この方式を採用したことで、市民への説明責任の点から、当選定委員会により一層の厳正な審査が求められることを鑑み、公開プレゼンテーション及び質疑応答に臨んだ。その結果、公開プレゼンテーション後の選定委員会において、採点結果としては合格と判断したものの、いくつかの点について提案書の追加・修正を要望し、再度選定委員会にておいて確認を行った。

株式会社パブリックサービスは、本業務を担うにあたり、第2事業部に有能な人材を採用し社内体制を整えている。特に館長候補者の他市の類似施設の運営経験、中間支援組織としての実績に裏付けされた市民活動支援に対する熱意と誠実な姿勢は高く評価できるものであった。運営面においても、逗子市の課題を市民目線からの確に捉え、逗子市民の市民活動の成長をサポートしながら着実な施設運営を目指す工夫も多く見られた。

また、非営利の株式会社として、市が示した指定管理料上限額に対応し、最大限のサービスの向上を図るため、粗利益を最低限に設定し、さらに得られた収益は施設備品の購入や職員的能力・モチベーション向上につなげ、最終的に利用者に還元していくという具体的な方針が示されたことで、会社としての本業務に対する堅実な姿勢、意欲について確認することができた。これまで、市民による市民のためのサービスを市民が担うという方針のもと、様々な公益的なサービスを担い、まさに市民協働を具現化した会社として実績を積み重ねていることから、市民の力を生かし、育てる担い手として今後の指定管理業務に大きく期待したい。

以上のことから総合的に判断し、逗子文化プラザ市民交流センターを適切かつ確実に管理できる指定管理者候補として選定したところである。

なお、以下の4点については、本市の課題を見据えてさらに充実した施設運営を進める上で重要な課題として選定委員会において議論された点であることから、特に留意し業務を行うことを望みたい。

- 市民のための充実した施設に風通しのよいコミュニケーション環境は欠かせないものである。事業計画では運営会議の設置を予定しているが、さらに風通しよく、開かれたセンター運営の意見交換の場とするために、大所高所からの視点でのご意見番となるであろう運営会議とは別に、利用者や利用団体を多く含めて構成する実務者会議としての連絡会等の設置についてご検討いただきたい。また、真に充実した市民施設として行政との連絡連

携、本音の対話も不可欠となる。定期的な行政との連絡会を開催するなど、行政との連携をよりよいものとして継続する仕組みを検討されたい。

- 初めての指定管理である以上、試行的な側面は少なくなく、定期的な事業実績の検証、効果測定には当然市民も期待や関心を寄せるところである。平成 27 年度の利用状況や収益事業の動向等を検証し、2 年目以降の収支及びサービス向上計画の目標値を設定し、公表していただきたい。
- 今後市民活動は、まちの成長を支えていく大きな力となることが予想される。本市では生涯学習と市民活動が同じ行政部署の管轄下にあるなど、本施設をとりまく環境は後発の市民活動施設ながら逗子市ならではの数多くの個性や魅力に溢れている。こうした特性を活かしながら、自立した市民活動を担う自立した市民を育てる担い手として力を発揮し、恵まれたセンターの施設をさらに活用し、逗子方式の生涯学習活動と市民活動の融合型支援を実現するよう邁進してほしい。
- ますますす進む高齢化の下、若者世代の市民活動意識を育てることは、本市の将来に向けた重要課題となる。逗子市には大学がないが、だからこそ市外に通う在住大学生をはじめとした本市の次世代を担う若者や子どもたちが自分の住む地域における公益的市民活動に関心を持てるような仕組みをインターンシップ制度等を通じて実現してほしい。

4 募集及び選定委員会の開催状況等

月 日	内 容
8月4日	募集の告示
8月7日	被選考者に募集要項の配付及び説明
8月7日～8月15日	募集要項等に関する質問の受付
8月22日	募集要項等に関する質問の回答
8月25日～9月5日	指定申請書及び提案書等の受付
9月5日	選定委員会（第1回） ・委員の委嘱 ・正副委員長を選出 ・採点基準・審査方法等について検討
9月18日	選定委員会（第2回） ・公開プレゼンテーション（ヒアリング） ・公開プレゼンテーション及び提案書類内容を踏まえた審査
9月24日	選定委員会から被選考者に対する提案書の再提出要望通知

9月24日～9月30日	提案書の再提出受付
10月6日	選定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・再提出された提案書類内容を踏まえた審査 ・指定管理者候補の適否の決定 ・答申案の検討

5 選定委員

役職	氏名	選出団体、職名等	区分
委員長	志村 直愛	東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科 教授	市民活動、生涯学習又は市民のスポーツ活動等について識見を有する者
副委員長	深澤 忠房	ずし60's	利用者又は利用団体の推薦する者
	高橋 亮	横須賀市立市民活動サポートセンター 館長	施設の管理運営について識見を有する者
	平田由紀子	ひらた税理士事務所所長	財務または法務について識見を有する者

6 評価項目と配点

評価項目	評価細目	配点
1.管理業務の基本	1-(1) 管理業務の基本方針と執行体制について	15
	1-(2) 危機管理体制に関する基本方針について	5
	1-(3) 収益事業に対する企画について	5
	1-(4) コンプライアンス、個人情報保護について	5
	1-(5) 収支予算について	5
	1-(6) 収支予算書	10
	1-(7) その他の取り組みについて	5
2.施設の運営に関する業務	2-(1) 運営業務に関する基本方針について	10
	2-(2) 受付・利用案内スタッフの研修、教育方針について	5
	2-(3) 利用者へのサービスの向上等への取り組みについて	5

3.市民活動 および生涯 学習支援に 関する業務	3-(1) 市民活動支援および生涯学習活動支援に関する業務に対する基本方針について	5
	3-(2) 市民活動支援に関する事業(市民活動のススメ講座等)企画例	10
	3-(3) 市民活動及び生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する業務の企画について	10
4.施設及び 設備の維持 管理業務	4-(1) 維持管理に関する基本方針について	5
	4-(2) 設備管理業務と清掃業務等の改善提案について	5
5.目標設定 と自己評価	5-(1) 目標設定、自己評価について	10
6.市民協働 について	6-(1) 市民協働に関する基本方針について	5
7. 自由提案		10
合 計		130

(以上)